

【別表2】

## 地域活動支援センター（活動支援A型）支援強化事業費

種 類		基準額
(1)	<b>建物賃貸借料</b> 地域活動支援センターの建物について、民間からの賃貸に限り建物賃貸料の半額について市が負担する。ただし、上限は一月50,000円とする。（借地料含む）（ただし、別途支払う共益費については含まない） ※要綱第6条及び第7条の規定を満たすこと。	1カ所あたり 年額 600,000円
(2)	<b>重度・重複障がい者支援事業</b> 次のいずれかに該当する利用者を受け入れている場合に委託料の増額を行う。 ①身体の障がい程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する者、知的障がいの程度が重度であると判定された者及び精神障がい者のうち、2以上の障がい重複する者 ②特別障がい者手当の受給者及び支給停止者。 ③療育手帳の判定がAの者のうち、最重度であると判定された者。	1人あたり 年額 220,000円
(3)	<b>就労支援事業</b> 利用者が退所して、一般企業等への就労や障がい福祉サービス事業（就労移行支援及び就労継続支援A型に限る）を利用するための支援（以下「就労等」という）を行う事業者に対し、事業を委託する。具体的には、地域活動支援センターの退所に先立って、居宅等を訪問し、利用者やその家族に対して相談援助等を行い、一般企業等や障がい福祉サービス事業所との連絡調整等を行う。（相談経過をケース記録などに記載し保存しておくこと。） なお、支援体制を整備していると認められる施設は次の基準による。 ※前年度の利用者2名以上が就労等の実績を有すること。	1カ所あたり 年額 40,000円
(4)	<b>授産機能強化（工賃増額）事業</b> 生産活動に従事している者に対して支払う工賃の増額を図る支援を行う事業者に対し事業を委託する。 なお、支援体制を整備していると認められる施設は次の基準による。 ※新規事業の獲得や受注量の増大を図る計画を策定し、前々年度の実績額に対し月平均一人当たり1,000円以上の工賃を増額して支給すること。	1カ所あたり 年額 200,000円
(5)	<b>機能訓練支援事業</b> 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練等のサービスを実施する事業。ただし、事業開始時の契約の基礎となる人数が10以上15人未満の地域活動支援センターに限る。（理学療法士等派遣代など、交通費等を含む）	1カ所あたり 年額 200,000円
(6)	<b>生活介護支援事業</b> 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援のサービスを実施する事業。ただし、事業開始時の契約の基礎となる人数が10以上15人未満の地域活動支援センターに限る。	1カ所あたり 年額 200,000円
(7)	<b>送迎支援事業</b> 地域活動支援センターにおいて、単独での通所が困難な利用者の送迎を実施する事業。ただし、事業開始時の契約の基礎となる人数の2分の1以上の人数が対象者であること。	1カ所あたり 年額 150,000円